

# 後期高齢者医療制度のお知らせ

～平成22年度の保険料について～

後期高齢者医療制度では、2年ごとに保険料率を決めており、平成22・23年度は新しい保険料率になります。

## 平成22・23年度の保険料率

<b>均等割</b> <small>【1人当たりの額】</small> <b>44,192円</b>	+	<b>所得割</b> <small>【本人の所得に応じた額】 (所得-33万円)×</small> <b>10.28%</b>	=	<b>1年間の保険料</b> <small>(100円未満切捨て)</small>
--	---	---	---	--

平成22年度の保険料額は、6月に個別にお知らせします

- 1年間の保険料の上限額は50万円です。
- 年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します

### 保険料のお支払い方法を、口座振替に変更できます

口座振替への変更をご希望される方は、町民課生活環境グループへお申し出ください。

お申し出の際に必要なもの **本人の保険証、預金通帳とお届け印**

## 保険料の軽減

### ◆均等割の軽減（年額）

- 軽減は、加入者と世帯主の所得の合計で判定します。
- 加入者ではない世帯主の所得も判定の対象となります。

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合	軽減前（年額）	軽減後（年額）
33万円かつ加入者全員が年金収入80万円以下で他の所得がない	9割軽減	44,192円	<b>4,400円</b>
33万円	8.5割軽減	44,192円	<b>6,628円</b>
33万円+(24万5千円×世帯主以外の加入者数) <small>※単身世帯の方は該当しません。</small>	5割軽減	44,192円	<b>22,096円</b>
33万円+(35万円×世帯の加入者数)	2割軽減	44,192円	<b>35,353円</b>

(例) 年金収入168万円の1人世帯の軽減判定の所得の求め方

168万円 (年金収入)	-	120万円 (公的年金等控除額)	-	15万円※ (特別控除額)	=	33万円 (軽減判定の所得)	⇒	<b>8.5割 軽減</b>
-----------------	---	---------------------	---	------------------	---	-------------------	---	--------------------

※65歳以上の方の公的年金に係る所得については、さらに15万円を引いた額で判定します。